

寒川町庁議規程新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第2条 庁議として、次に掲げるものを設置する。</p>	<p>第2条 庁議として、次に掲げるものを設置する。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>部長会議</u></p>	<p>(4) <u>全庁会議</u></p>
<p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(5)・(6) (略)</p>
<p>(部内戦略会議)</p>	<p>(部内戦略会議)</p>
<p>第3条 部内戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する機関とする。</p>	<p>第3条 部内戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する機関とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 経営戦略会議、経営戦略調整会議又は<u>部長会議</u>において審議、決定、報告又は協議が行われた事項に係る報告を受けること。</p>	<p>(2) 経営戦略会議、経営戦略調整会議又は<u>全庁会議</u>において審議、決定、報告又は協議が行われた事項に係る報告を受けること。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>2 前項第1号に係る審議及び決定のうち、当該部の部長が副町長との協議を経て特に必要と認めた場合は、当該審議又は決定について<u>経営戦略会議</u>に付議又は報告することができる。</p>	<p>2 前項第1号に係る審議及び決定のうち、当該部の部長が副町長との協議を経て特に必要と認めた場合は、当該審議又は決定について<u>全庁会議</u>に付議_____することができる。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(経営戦略会議)</p>	<p>(経営戦略会議)</p>
<p>第4条 経営戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する機関とする。</p>	<p>第4条 経営戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する機関とする。</p>
<p>(1) 町政運営における潜在的な課題等に係る調査、検討_____に関すること。</p>	<p>(1) 町政運営における潜在的な課題等に係る調査、検討<u>又は意見調整</u>に関すること。</p>
<p>(2) 次に掲げる事項の実施、変更又は廃止の可否に係る<u>審議及び決定</u>に関すること。</p>	<p>(2) 次に掲げる事項の実施、変更又は廃止の可否に係る<u>意見調整</u>_____に関すること。</p>
<p>ア 事務決裁規程第4条の事項及び事務決裁規程第5条に規定する_____副町長の専決事項のうち、前条第1項第1号アからオまでに掲げる事項</p>	<p>ア 事務決裁規程第4条の事項及び事務決裁規程第5条に規定する<u>町長及び副町長</u>の専決事項のうち、前条第1項第1号アからオまでに掲げる事項</p>
<p><u>イ 前条第2項の規定により付議された事項</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>ウ</u> (略)</p>	<p><u>イ</u> (略)</p>



決定をする事項（第4条第1項第2号に掲げる事項に限る。）のうち、あらかじめ全庁的な協議、調整等を要する事項

れた事項

ウ その他町長が必要と認める事項

(3) 部内戦略会議において審議又は決定をする事項（第3条第1項第1号アからカまでに掲げる事項に限る。）のうち、あらかじめ全庁的な協議、調整等を要する事項

2 部長会議は、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長をもって構成する。ただし、副町長が議事運営上必要があると認めるときは、副町長が指定する職員を加えることができる。

2 全庁会議は、町長、副町長、教育長、企画部長、総務部長、町民部長、学び育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長をもって構成する。ただし、町長が議事運営上必要があると認めるときは、町長が指定する職員を加えることができる。

3 部長会議は、副町長が招集し、会議の議長となる。

3 全庁会議は、副町長が招集し、会議の議長となる。

4 副町長に事故があるときは、企画部長がその職務を代理する。

4 副町長に事故があるときは、企画部長がその職務を代理する。

5 部長会議は、毎月第1及び第3火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）午前9時から開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

5 全庁会議は、原則として毎月第1及び第3火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）午前9時から開催する。ただし、必要に応じて開催する日若しくは時間を変更して開催し、又は臨時に開催することができる。

6 部長会議の構成員は、会議の結果について、第3条第1項第2号に規定する報告をしなければならない。

6 全庁会議の構成員は、会議の結果について、第3条第1項第2号に規定する報告をしなければならない。

（付議事案の提出）

（付議事案の提出）

第9条 経営戦略会議、経営戦略調整会議又は部長会議に付議又は報告すべき事案がある部長等は、政策シート（第1号様式）に関係資料を添付し、会議の開催日の3日前までに企画部長に提出しなければならない。

第9条 経営戦略会議、経営戦略調整会議又は全庁会議に付議又は報告すべき事案がある部長等は、政策シート（第1号様式）に関係資料を添付し、会議の開催日の3日前までに企画部長に提出しなければならない。

2 町長は、経営戦略会議において審議又は決定をしたときは、当該審議又は決定の内容を経営戦略会議結果通知書（第2号様式）により、付議した部長等

2 町長は、全庁会議において審議又は決定をしたときは、当該審議又は決定の内容を全庁会議結果通知書（第2号様式）により、付議した部長等

に通知する。

3 (略)  
(庶務)

第12条 (略)

2 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び  
部長会議の庶務は、企画部企画政策課  
において処理する。

3・4 (略)

～略～

第1号様式 (第9条関係)

別紙のとおり

第2号様式 (第9条関係)

別紙のとおり

～略～

に通知する。

3 (略)  
(庶務)

第12条 (略)

2 経営戦略会議、経営戦略調整会議及び  
全庁会議の庶務は、企画部企画政策課  
において処理する。

3・4 (略)

～略～

第1号様式 (第9条関係)

別紙のとおり

第2号様式 (第9条関係)

別紙のとおり

～略～

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行す  
る。